

坂本防災士の会 設立趣意書

災害列島と呼ばれるわが国では、毎年のように全国各地で風水害、土砂災害などの自然災害が頻発し、多くの尊い人命と財産が失われています。令和6年能登半島地震においても、改めて災害への備えや対応の難しさが突きつけられております。南海トラフ巨大地震の懸念を抱える坂本地区においても他人事ではありません。これまでの大規模災害の発災直後に公的機関の救援や支援が及ばなくなっていることもあり、公的機関のみに頼るのではなく、一人ひとりが自己のこととして、自分の命は自分で守る、地域は地域で守るという基本に立ち、積極的に行動することが必要となります。

特に、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平常時、発災時における防災・減災活動の担い手となる人材を育成することにより、地域防災力の向上を目的に生まれたのが「防災士」制度です。坂本地区においても防災士の資格取得者が増加しているものの、防災士個人での活動には限界があり、お互いに顔の見えない状況に至っています。

防災士の基本理念は、

- 1 自助 自分の命は自分で守る。
- 2 共助 地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。
- 3 協働 市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

この理念を実現するためには、坂本地区在住・在勤・在学の防災士が日頃から連携し、防災士としてのスキルアップや地域などにおける防災力向上のために活動を行うこと、また、発災後の救護・救援で命をつなぐ行動が必要となります。

このことから、坂本地区に在住・在勤・在学する防災士の資格を持つ有志が集まり、協力することにより地域防災力の向上と自主防災組織などへの支援体制の構築を図るために「坂本防災士の会」を設立するものです。つきましては、多くの防災士の方々のご理解とご賛同をお願いする次第であります。

令和6年7月18日

坂本防災士の会 設立発起人